

令和6年第1回稲城市教育委員会定例会

1 令和6年1月22日、午前9時30分から、市役所4階 議会会議室において、令和6年第1回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

吉田 伸幸

三戸 美代子

北川 英一

白井 妙子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 佐藤 由美子

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第1号議案

「令和6年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」

(5) 日程第5 第2号議案

「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」

(6) 日程第6 第3号議案

「稲城市指定文化財の指定について」

(7) 追加日程1 報告事項

教育長 　ただ今から、令和6年第1回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、白井委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

教育総務課長 　1　教育委員会後援名義について
2　学校開放事業について

学務課長 　1　学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
2　学校給食費未納者への対応について
3　感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
4　令和5年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
5　第1回稲城市立学校学区変更検討会について
6　令和5年度児童・生徒数・学級数（令和5年12月1日現在）について

指導課長 　1　担当者事業について
2　推進事業について
3　研修事業について
4　その他について
5　教育センター関係について

生涯学習課長 　1　社会教育委員関係について
2　社会教育活動の振興について

- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 二十歳の式典関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況（11月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 生涯学習課利用統計について（公民館11月分及び12月分、i プラザ11月分）

- 学校給食課長
- 1 2学期の学校給食終了について
 - 2 令和5年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
 - 3 令和5年度第5回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 4 令和5年度第2回給食主任会について
 - 5 試食会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 図書館の利用状況について（令和5年11月・12月）

教 育 長 教育行政報告が終わりました。
 本日は議事進行の都合により、日程第5 第2号議案及び日程第6 第3号議案を先に行い、その後、日程第4 第1号議案及び追加日程第1報告事項を行うことといたします。

それでは、第2号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、学校給食費の額の改定等をするため、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長 ご説明申し上げます。まず、資料につきましては、2号議案のところをご覧ください。2ページ目、3ページ目、4ページ目に当たりますが、この3ページ目の議案概要説明書のほうをご説明申し上げます。4ページ目の新旧対照表を併せてご覧ください。

議案番号、第2号。担当課、教育部学務課学務係。件名、稲城市学校給

食費に関する規則の一部を改正する規則。

概要。本案は、学校給食費の額の改定等をするため、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

改定の理由。原油高・物価高による学校給食の食材費等が高騰し給食賄材料費が不足することに対応するため、令和4年7月に学校給食費の改定を行ったところですが、引き続き物価高騰の影響が大きく、調理場での工夫や努力だけでは対応しきれない状況になったことから、学校給食費を見直し、その結果、増額改定することとしたものです。

改定の経過。学校給食費の改定について令和5年12月1日に稲城市立学校給食共同調理場運営委員会で意見を伺い、改定については止むを得ないとの回答をいただいております。

改定額の考え方。令和6年4月以降も学校給食の質を落とさずに提供するために、最小限必要な額として、前回改定時、令和4年7月を100とした場合の令和5年6月の東京都区部の消費者物価指数、食料107.5を基に、7.5%増額した改定額といたしました。職員につきましては、児童・生徒の改定額に1食当たり50円、光熱水費相当分を加算した額として算定しております。

改正内容に戻らせていただきます。第4条第1項中の給食費の額を改正します。表のとおり、旧、新という形になっています。小学校低学年旧料金3,910円に対して、新料金4,200円。小学校中学年旧料金4,260円に対して、新料金4,580円。小学校高学年旧料金4,660円に対して、新料金5,010円。中学校は旧料金5,060円に対して、新料金5,440円。職員について、ア 小学校に勤務する職員旧料金4,660円に対して、新料金5,873円。イ 中学校に勤務する職員として、旧料金5,060円に対して、新料金6,251円。

規則第11条第3項を削除します。こちらでございしますが、給食費を算定するに当たり、名前等を記載した給食費を中止しますといったような書類を提出していただいているんですけども、学務課に提出されたものをコピーして、それを給食調理場に送付することで報告していました。ここ数年は、それに伴うその他の書類を2、3通お送りしている中で、この第11条第3項に規定する書類をお送りする必要がないとなったことから、削除するものでございます。

施行期日でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行いたします。また、付則におきまして、適用区分等につきまして規定いたします。

改定の内容。今回、改定するに当たって、学校給食の質を落とさずに提供するために、こういった東京都の区部の消費者物価指数を基にして改定したものでございますが、これまで児童生徒の金額と、それから教職員に対しての金額は同じものを算出していました。

この考え方は、学校給食費の材料費の提供ということでお納めいただいておりますが、学校給食法を改めて見直してみますと、この学校給食法の中では児童生徒に対して積算する、提供するものという明確な目的・目

標がございます。また、この学校給食法の経費の中でも学校給食の実施に必要な施設及び設備に供する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものを、義務教育学校の設置者の負担とするということがございまして、これまでも稲城市が負担してきたものでございます。1食当たりの換算を積算しますと、こういった設備や学校給食運営に関する人件費等を含めると710円ほどのフルコストがかかるということでございます。学校給食費は児童生徒に対して積算することから、今回の項目改定の後に、児童生徒の改定額とそれから教職員の規定する額を改めて精査することが必要であろうという議論になりました。こういったことから、改めて教職員の額を算出することにいたしました。

また、学校現場からは小中学校の料金の違いについてのご質問や、杉本教育長が教育委員になられた時にも、提案がございましたが、教職員の料金を改めて見直すことが必要ではないか、小中学校の金額を増額にするということも、次回の改定時にはしっかりと検討して対応していただきたいというようなご指導がございましたことから、今回の改定時に合わせて見直すものです。

これまで、小学校に勤務する教職員については、小学校の高学年分。中学校に勤務する教職員については、中学校の時と同様の金額。この食材費を納めていただいております。

はじめに、小中学校の料金を統一することについて検討しましたところ、個別に提供する、例えば鶏肉であったり魚であったり、食材は大きさによって食材費を定めていることから、調理場で教職員分を新たに調理し、また個別のクラスに配分するということは困難だということが分かりまして、教職員の小中学校の料金を同一金額にするということはいたしません。しかしながら、これだけの一定コストがかかるということから、1食当たり50円という換算した額を新たに教職員分として採用したいと考えました。

この50円の算出方法でございますが、令和3年と令和4年の学校給食調理場の光熱水費を基に全職員数で割り返した額の2か年分の平均を50円といたしまして、これを1食当たりに加算したということでございます。

小学校と中学校の料金の大きな違いは、もともとの食材費に当たっていたこれまでの金額の違いがございますが、そのほかに小学校では180日間、中学校では190日間を提供するということから金額の数字が出ていたところとございます。

ご説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願います。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

北川委員。

北川委員 小中学校の教職員の金額が違う、日数が違うことについては、これは合理的だと思いますが、そうじゃない部分に関して、本市ができないのであればどこもできないとは思いますが、他市の状況はどうなんですか。

教育長 学務課長。

学務課長 これを算出するにあたりまして、他市の状況も確認しましたところ、他市におかれましても小学校に勤務する職員、中学校に勤務する職員の食材の関係から、稲城市と同様に両方の職員から同じ金額を出させているというところをございませんでした。

教育長 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。

小学校の高学年に合わせますと、小学校の大人の職員のカロリー数に懸念があるのですが、その辺りのところはどうなんですか。

教育長 学務課長。

学務課長 学校給食の目的、それから目標については、義務教育諸学校の児童生徒に対して提供するものという記載がございますので、教職員分のカロリーについては、当初から考えたカロリー数で作っているものではございませんので、こういったところについては、まずは子ども達のカロリー等を考えたもので提供したいというように考えております。

教育長 北川委員。

北川委員 足りない分は各個人でというのが基本的な考え方だと思いますけれども、どうでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします

す。

これより、第2号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第3号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議題といたします。

本案は、稲城市文化財保護条例第4条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定を行うため、提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長 それでは、はじめに、議案概要説明書によりご説明をさせていただきたいと思えます。資料の7ページをお開きください。

議案番号、第3号。担当課、生涯学習課。件名、稲城市指定文化財の指定について。

はじめに、概要でございます。本案は、稲城市文化財保護条例第4条の規定に基づき、稲城市指定文化財を指定するものでございます。

指定に当たり、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき、稲城市文化財保護審議会に諮問を行い、調査研究、審議の結果、令和5年12月12日付けで稲城市文化財保護審議会より答申をいただきました。この答申に基づきまして、下記文化財2件を稲城市指定文化財に指定するため、本案を提出させていただくものです。

対象の文化財でございます。

(1)円照寺の木造十一面観音坐像。(2)旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像でございます。

続きまして、答申の内容についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。2ページ目をお開きください。

こちらが稲城市文化財保護審議会から教育委員会への答申の文面となっております。

令和5年11月14日付け、稲教教生第1972号で諮問を受けた件につきまして、稲城市文化財保護審議会において、調査研究、審議の結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

諮問事項、稲城市指定文化財の指定について。

教 育 長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

教 育 長 それでは、再開します。お願いします。

生涯学習課長 答申内容。稲城市指定文化財の指定について。下記2件の文化財を稲城市指定文化財の候補とする。

内容といたしましては、(1)円照寺の木造十一面観音坐像、(2)旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像でございます。

続きまして、指定文化財候補の指定理由について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、円照寺の木造十一面観音坐像について、指定理由をご説明いたします。

円照寺の本尊である木造十一面観音坐像は、中国宋元美術の影響を受けた法衣垂下像、法衣の袖先・裳先が台座下に左右対称形に垂れる形式でございます。こちらが特徴の仏像で、高さは41.7センチメートルです。制作年代は16世紀後期で、市内に現存する中世の仏像彫刻では、平安時代に属する木造聖観音立像、よみうりランド所有の国重要文化財でございます。また、木造観世音菩薩立像、高勝寺本尊で東京都有形文化財でございます。木造阿弥陀如来と両脇侍像、常楽寺本尊で東京都有形文化財でございます。これらに続きまして、古い室町時代の貴重な仏像となっております。市内に現存する仏像彫刻では、制作年代が判明しているほか、保存状態も良好であることから、歴史的価値が高く、稲城市指定文化財として適当であると判断されたものでございます。

続きまして、旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像の指定理由でございます。平尾の杉山神社の東側にあった旧宝泉寺の本尊である木造阿弥陀如来坐像は、仏像の胎内に「延宝七年十一月二十一日尼妙真白」の奥書を持つ仏説阿弥陀経が納められている仏像で、延宝7年(1679年)の制作と考えられるものでございまして、高さは52.7センチメートルでございます。宝泉寺は、江戸時代は高勝寺の末寺であり、杉山神社の別当寺となっておりますが、明治6年に廃仏毀釈により廃寺となりました。そのため本尊の阿弥陀如来坐像は、隣の杉山神社で保管をされることとなったものでございます。市内に現存する仏像彫刻では、制作年代が判明しているほか、保存状態も良好であることから、歴史的価値が高く、稲城市指定文化財として適当であると判断されたものでございます。

続きまして、ご参考用の資料の3-1から3がございまして、こちらが諮問する際にお付けした資料と同じなんですけれども、こういった写真が資料としてございます。それぞれ正面、左右、背面、底部を撮影したものとなっております。

ご説明につきましては、以上でございます。ご協議のほどよろしく願います。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。
吉田委員。

吉田委員 ご説明ありがとうございます。
1点だけ確認なんですけども。旧宝泉寺の木造阿弥陀如来坐像について、今現在、杉山神社さんで保管されているということですが、今回、指定されたら、今後どこで保管されるのか。それとも現在の杉山神社さんで保管されるか、それを教えてください。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 保管につきましては、引き続き、杉山神社様のほうで保管をしていただく形になるんですけれども、稲城市指定文化財となったということで、市民の皆様にご覧いただけるような機会があれば良いのかなということで、見学会のようなものを職員が随行して行っていただく予定となっております。
以上でございます。

吉田委員 ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第3号議案「稲城市指定文化財の指定について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第4 第1号議案及び追加日程第1 報告事項を議題といたします。
第1号議案は人事案件、報告事項は個人情報に関する案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長　　ご異議なしと認めます。よって、第1号議案及び報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）
※全課長は退室する。

（これより第1号議案及び報告事項は非公開審議）

（非公開審議）

（これにて第1号議案及び報告事項の非公開審議は終了）

（ 暫時休憩 ）

教育長　　再開いたします。

これより、第1号議案「令和6年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教育長　　挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

（午前10時26分閉会）